

An aerial view of Tokyo, Japan, showing a dense urban landscape with numerous skyscrapers and buildings. The Tokyo Tower is visible on the left side. The title text is overlaid in the center.

2025年へのロードマップ ～健康寿命への政府施策～



国際医療福祉大学大学院教授
武藤正樹



国際医療福祉大学
三田病院

国際医療福祉大学
三田病院

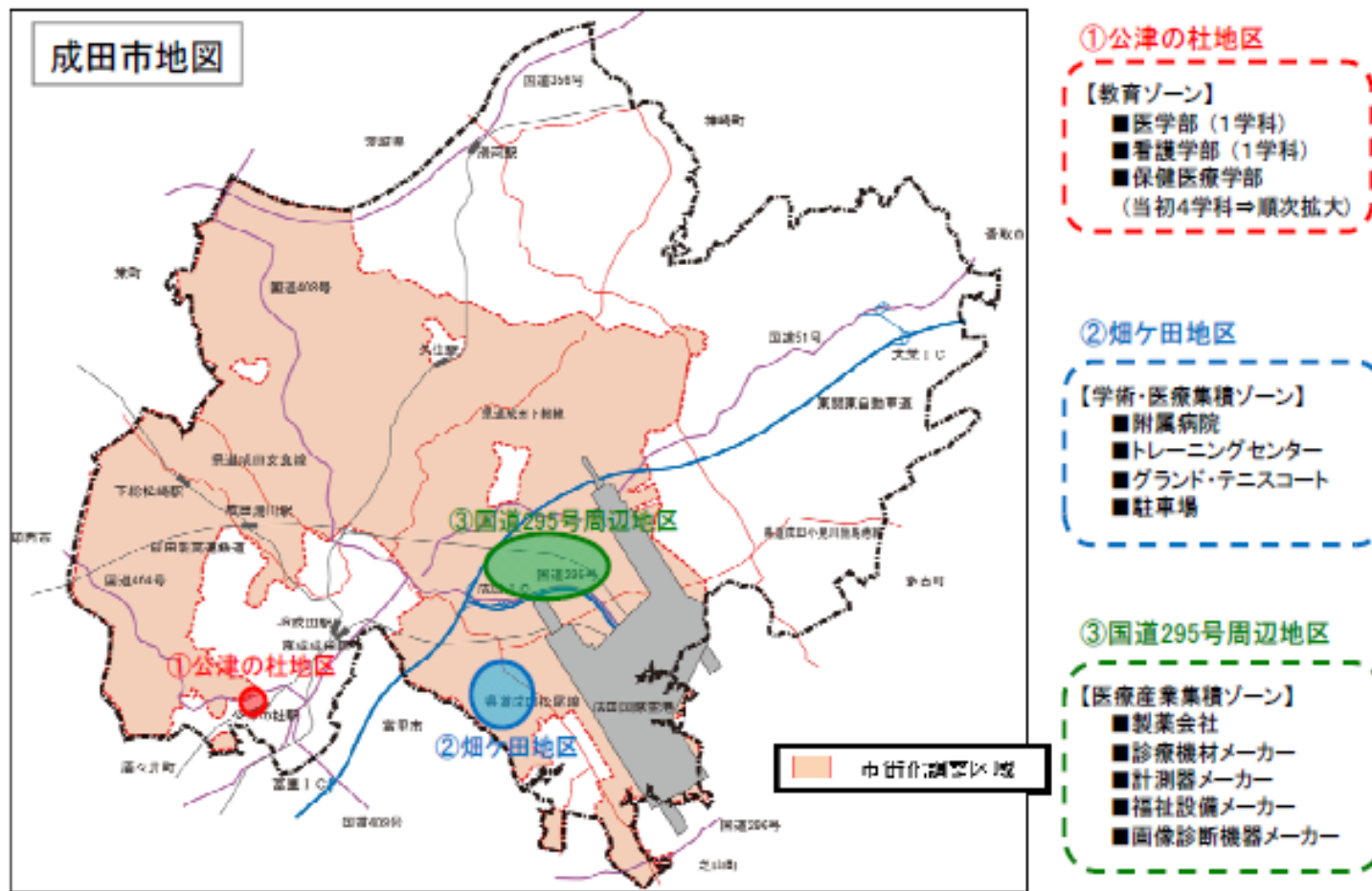
国際医療福祉大学三田病院
2012年2月新装オープン

国家戦略特区「国際医療学園都市構想」

アベノミクス
第三の矢

1. 構想の概要(4)

成田市と国際医療福祉大学は、「公津の杜(教育ゾーン)」および「畑ヶ田地区(学術・医療集積ゾーン)」で医学部をはじめとした大学の学部・学科と附属病院などの施設を整備します。





**INTERNATIONAL
UNIVERSITY OF
HEALTH AND WELFARE**

New School of Medicine will be established in Narita in April 2017 (Government approval of the establishment in process)



目次

- パート1
 - 日本再興戦略と健康寿命の延伸
- パート2
 - データヘルス計画と健康経営
- パート3
 - 日本健康会議



パート1

日本再興戦略と健康寿命の延伸



アベノミクスの3本の矢



第一の矢: 大胆な金融政策

- ・企業・家計に定着したデフレマインドを払しょく
- ・2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現

第二の矢: 機動的な財政政策

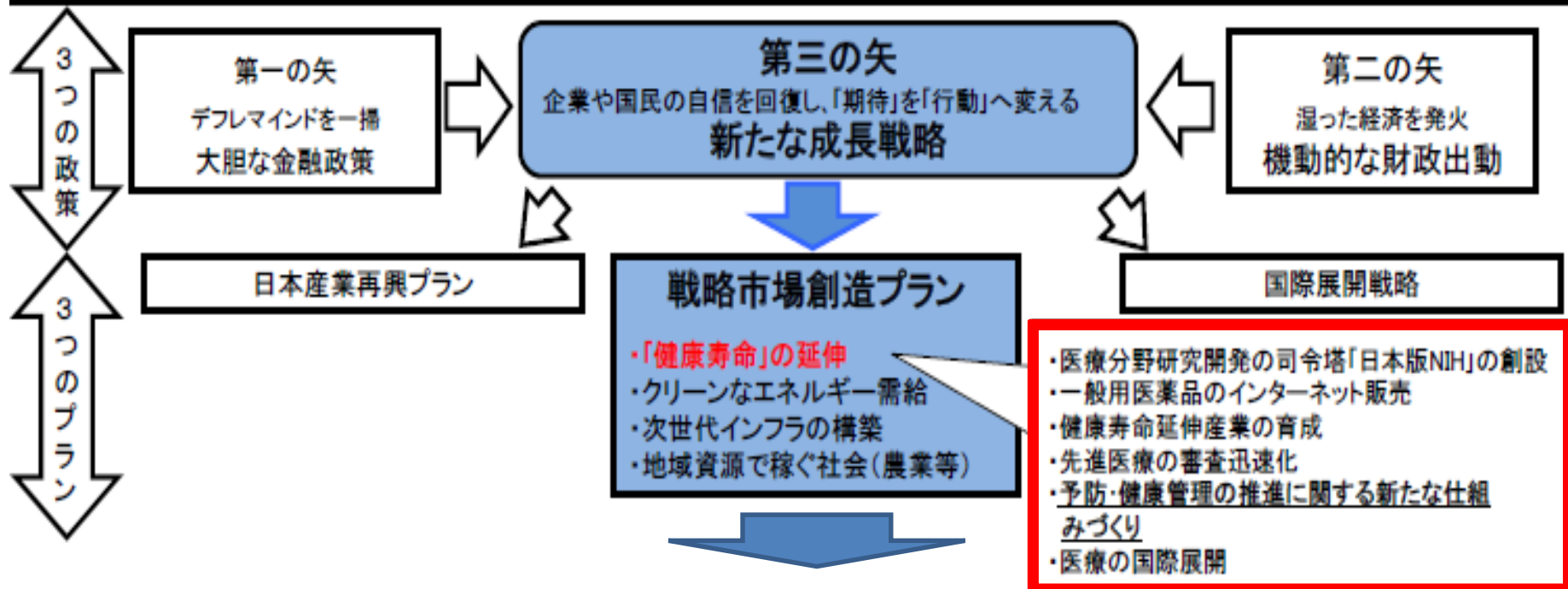
- ・デフレ脱却をよりスムーズに実現するため、有効需要を創出
- ・持続的成長に貢献する分野に重点を置き成長戦略へ橋渡し

第三の矢: 民間投資を喚起する成長戦略

- ・民間需要を持続的に生みだし、経済を力強い成長軌道に乗せていく
- ・投資によって生産性を高め、雇用や報酬という果実を広く国民生活に浸透させる

1-1. 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)

- 「日本再興戦略」においては成長実現に向けた取組みとして「日本産業再興プラン」、「戦略市場創造プラン」、「国際展開戦略」の3つのアクションプランを掲げており、このうちの「戦略市場創造プラン」にはテーマの1つとして「国民の健康寿命の延伸」が掲げられている。
- 「健康寿命の延伸」の主要施策の1つ「予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり」には以下の内容が記載。全ての健康保険組合に、レセプト等のデータの分析を活用して、加入者の健康維持増進のための事業計画「データヘルス計画(仮称)」の作成、実施、評価等の取組を求める。



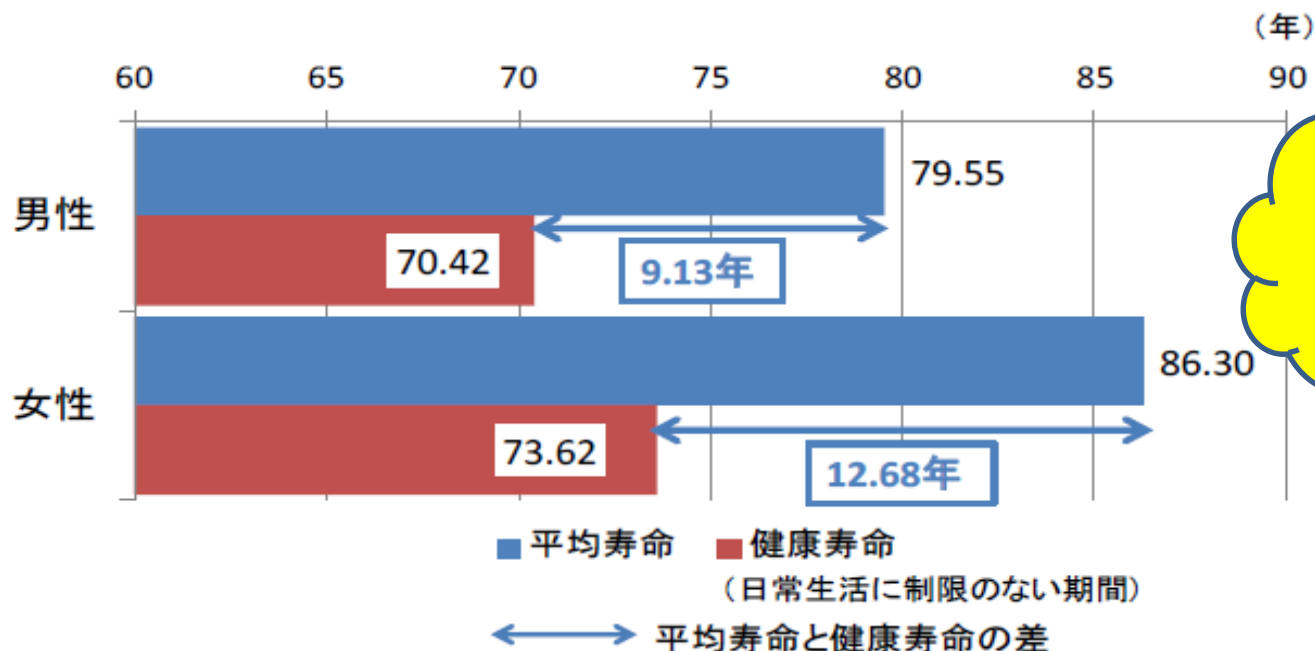
2020年に達成を目指す健康・医療の成果目標

2020年に達成を目指す健康・医療の成果目標

- **国民の健康寿命を1歳以上延伸**
2010年 男性70.4歳、女性73.62歳
- **メタボ人口を2008年度比25%減少**
メタボ人口1400万人(2008年度)
- **健診(特定健診含む)受診率80%**
特定健診受診率45%(2011年度)

平均寿命と健康寿命をみる

平均寿命と健康寿命の差



2020年までに健康寿命の1年の延伸

資料: 平均寿命(平成22年)は、厚生労働省「平成22年完全生命表」
健康寿命(平成22年)は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

[出典] 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会・次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会
「健康日本21(第二次)の推進に関する参考資料」p25

都道府県別平均寿命ランキング(2011年)

順位	男		女	
	都道府県	平均寿命	都道府県	平均寿命
	全国	79.44	全国	85.90
1	長野県	79.84	沖縄県	86.88
2	滋賀県	79.60	島根県	86.57
3	神奈川県	79.52	熊本県	86.54
4	福井県	79.47	岡山県	86.49
5	東京都	79.36	長野県	86.48
6	静岡県	79.35	石川県	86.46
7	京都府	79.34	富山県	86.32
8	石川県	79.26	鳥取県	86.27
9	奈良県	79.25	新潟県	86.27
10	熊本県	79.22	広島県	86.27
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
25	沖縄県	78.64	北海道	85.78
-	-	-	-	-
46	秋田県	77.44	栃木県	85.03
47	青森県	76.27	青森県	84.80

都道府県別健康寿命ランキング (2010年)

順位	都道府県	健康寿命	都道府県	健康寿命
	男性		女性	
	全国	70.42	全国	73.62
1	愛知	71.74	静岡	75.32
2	静岡	71.68	群馬	75.27
3	千葉	71.62	愛知	74.93
4	茨城	71.32	沖縄	74.86
5	山梨	71.20	栃木	74.86
~~~~~				
43	岩手	69.43	徳島	72.73
44	大阪	69.39	福岡	72.72
45	長崎	69.14	大阪	72.55
46	高知	69.12	広島	72.49
47	青森	68.95	滋賀	72.37



# 健康寿命延伸のための 戦略市場創造プラン

- 医療分野研究開発の司令塔「日本版NIH」の創設
- 健康寿命延伸産業の育成(ガイドライン作成)
- 一般用医薬品のインターネット販売
- 先進医療の審査迅速化
- 予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくり
- 医療の国際展開 → 成田市に医学部！

# 健康寿命延伸産業の育成 (ガイドライン作成)



# 健康寿命延伸産業分野におけるガイドライン（概要）

## 1. 予防のための運動／栄養指導

医師が出す運動又は栄養に関する指導・助言に基づき、民間事業者が運動／栄養指導サービスを提供するケース

### ○取組内容

民間事業者が、自らは診断を行わず、医師からの運動又は栄養に関する指導・助言に基づき、健康の維持・増進を目的として、医学的判断及び技術が伴わない方法により運動／栄養指導サービスを実施すること

### ○確認事項（民間事業者）

- ・民間事業者は、自ら診断を行わないこと
- ・民間事業者による運動／栄養指導サービスが、医学的判断及び技術が伴わない方法により提供され、医師法第17条に規定される「医業」、保健師助産師看護師法第5条に規定される「診療の補助」に該当しないこと
- ・利用者は、医師が民間事業者による運動／栄養指導サービスの提供を受けても問題無いと判断した者であること

### ○取組内容

医師が、生活習慣病に関する療養の給付を行っていない利用者に対して、運動又は栄養に関する指導・助言を書面等の形で発出し、その対価を徴収すること

### ○確認事項（医療機関）

- ・医師が、生活習慣病に関して健康保険法第63条に規定される「療養の給付」を行っていない利用者に対して、当該文書が発出されること

運動指導  
栄養指導

### ○イメージ



# 健康寿命延伸産業分野におけるガイドライン（概要）

## 2. 病院食の提供

### ○取組内容

医療法人が、入院患者に加え、通院患者等に対し、配食等により病院食を提供すること

### ○確認事項（医療法人）

- ・配食等を通じた病院食の提供が、医療法第42条に規定される附帯業務（保健衛生に関する業務）に含まれること

（※対象者は、以下をすべて満たすことが必要）

- －当該医療法人の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者
- －当該医療法人に入院していた者若しくは通院している者、又は訪問診療若しくは訪問看護を受けている者 など

### ○イメージ

入院患者



通院患者等

自宅



配食サービスの提供

病院食の  
配食サービス

## 3. 簡易な検査（測定）

### ○取組内容

民間事業者が、簡易な検査（測定）を行い、当該利用者に対し、検査（測定）結果の事実の通知、より詳しい健診を受けることの推奨等を行うこと

### ○確認事項（民間事業者）

- ・利用者本人が自ら検体採取を行うこと（医師法第17条に規定される「医業」に該当しないこと）
- ・検査（測定）結果による診断は行わず、医学的判断が伴わない範囲（検査（測定）結果の事実の通知、より詳しい健診を受けることの推奨等）のサービスに留めること（医師法第17条に規定される「医業」に該当しないこと）
- ・利用者が自ら採取した検体について、診療の用に供しない生化学的検査（測定）を行うこと（臨床検査技師法第20条の3に規定される「衛生検査所」の登録が不要なこと）

### ○イメージ

民間事業者



利用者



検体の自己採取及び検査（測定）結果の受取り



# 健康サポート薬局で 自己採血で検体測定



日本調剤麻布十番薬局(港区)



ヘモグロビンA1Cとコレステロール値  
が6分でわかる！ 超便利！



# 健康寿命延伸産業分野におけるガイドライン（概要）

## 4. 健康管理等に資するレセプトデータ等の分析

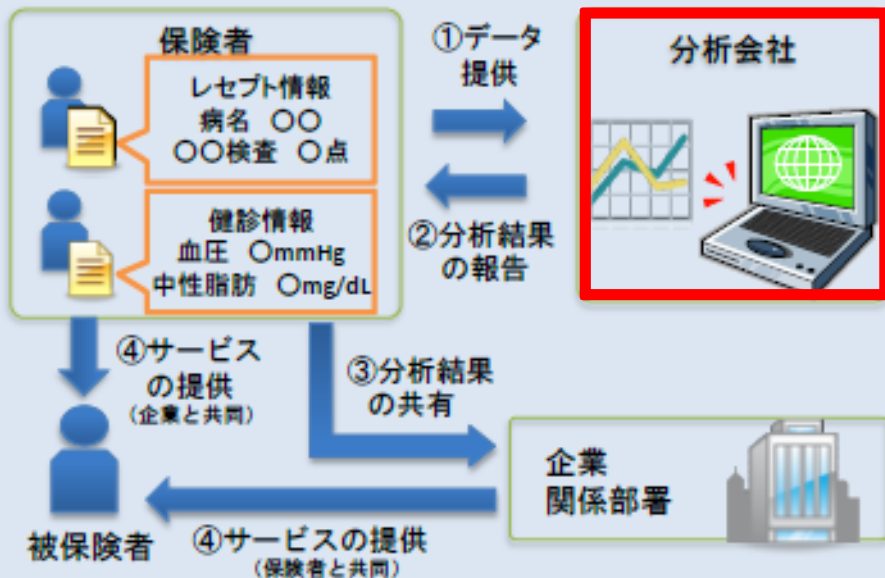
### ○取組内容

保険者等が、あらかじめ、被保険者等の同意を得て、レセプト・健診データを分析し、その結果に基づく「要受診」や「要保健指導」等の情報を、被保険者が所属する企業にも共有し、企業と保険者等が共同して、被保険者の健康増進等に関する取組を実施すること

### ○確認事項（保険者又は民間事業者）

- 共有される情報の内容、共有先、利用目的等について、あらかじめ、被保険者等の同意を得ていること（個人情報保護法第23条に規定される情報の第三者への提供制限に抵触しないこと）
- 提供される情報が、保健事業に必要な最低限の情報（医療機関への受診の有無など）に限定されていること

### ○イメージ



## 5. 地域関係者が連携した複合的な生活支援サービスの提供

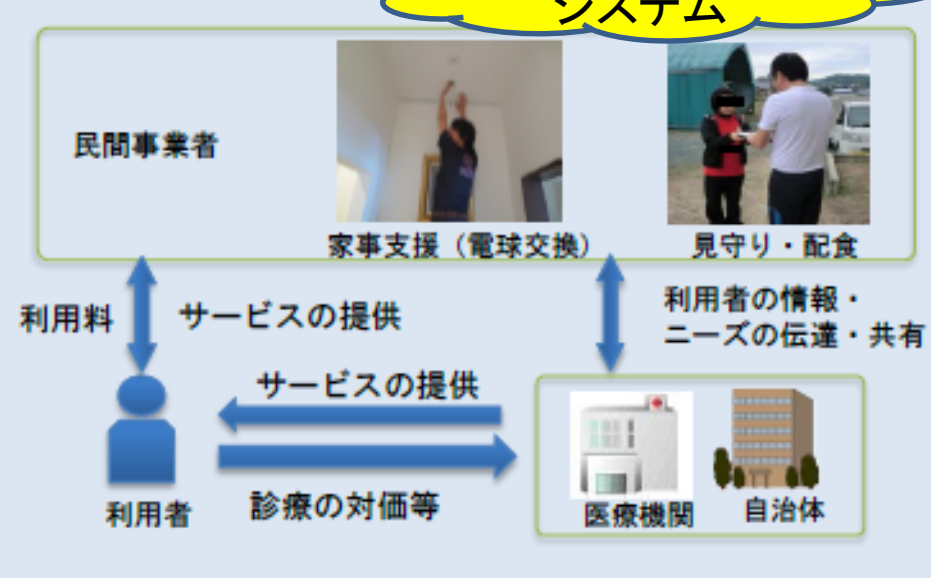
### ○取組内容

民間事業者、医療機関、社会福祉法人、自治体等の関係者が、共有する情報の内容、共有先、利用目的等を定めた規定等について、あらかじめ、本人の同意を得た上で、その規定等に定めた範囲において適切な管理の上で、複数の組織間で個人情報を共有し、複合的な生活支援サービスを提供すること

### ○確認事項（民間事業者など）

- 共有される情報の内容、共有先、利用目的等について、あらかじめ、サービス利用者本人の同意を得ていること（個人情報保護法第23条に規定される情報の第三者への提供制限に抵触しないこと）
- 共有される情報が、利用者の利益のため必要な最低限の情報に限定されていること（企業利益の追求のために活用されていないこと）

### ○イメージ



# 一般社団法人 健康経済分析機構 (EARTH)

Economic Analysis, Research and Technology for Health (EARTH)

連絡先: [ogawat.earth@gmail.com](mailto:ogawat.earth@gmail.com) (代表理事・小川俊夫)

一般社団法人 健康経済分析機構 (EARTH) は、平成24年に大学の研究者と株式会社メディヴァが共同で設立した非営利団体です。EARTHは、大学での各種研究成果を活用し、大学の研究活動の一環として保険者の皆様が保有している各種データの分析と、その活用に関する知見をご提供し、今後の保健事業等に活用していただくことを目的としています。

大学発の  
分析会社

代表理事 小川俊夫 (国際医療福祉大学)  
理事 武藤正樹 (国際医療福祉大学)  
大石佳能子 (株式会社メディヴァ)

実績: 大手健保組合における  
健診レセデータ分析

## 【EARTHでご提供するサービスの特徴】

① 膨大な組合せのクロス分析を実施  
(あらゆるパターンでの分析)

+

② 膨大な組合せの分析結果から、  
健康保険組合の特徴を見出す



③ 健保組合に  
適した追加  
分析等の実施



④ 分析結果を  
踏まえた保健  
事業の提案、デ  
ータヘルス計画  
の立案等

- ① 分析用データベース構築と分析作業をこれまでのノウハウを活用して効率的に実施
- ② 膨大な分析結果から、研究者の知見を活かして特徴を抽出
- ③ 健保組合ごとの特性とニーズ等をもとに、ハイリスク者等の抽出や追加分析を実施
- ④ 株式会社メディヴァと共同で、分析結果を踏まえた保健事業の提案(及び実施)

# EARTHで提供するサービス

- 研究者による基本サービス
  - 分析用データベースの構築
  - データ分析の実施
  - 分析結果の取りまとめ
  - データヘルス計画等への提案
- 追加サービス
  - 翌年度以降のフォローアップ
  - 改善策のご提案
  - 改善策の実施
  - 分析用データ整備など

## 成果物

分析報告書

分析用  
データベース

分析報告書

提案書

サービス提供

実施報告書

など

- ご相談・お問い合わせは、EARTHまでご連絡下さい。  
○

一般社団法人・健康経済分析機構EARTH

〒108-0023

東京都港区芝浦3丁目14番19号大成企業ビル6階

EARTH代表理事 小川俊夫

E-mail: [ogawat.earth@gmail.com](mailto:ogawat.earth@gmail.com)



# パート2

## データヘルス計画と健康経営



# 「データヘルス計画」の推進に関する政府の方針

## ○日本再興戦略:(平成25年6月14日閣議決定)

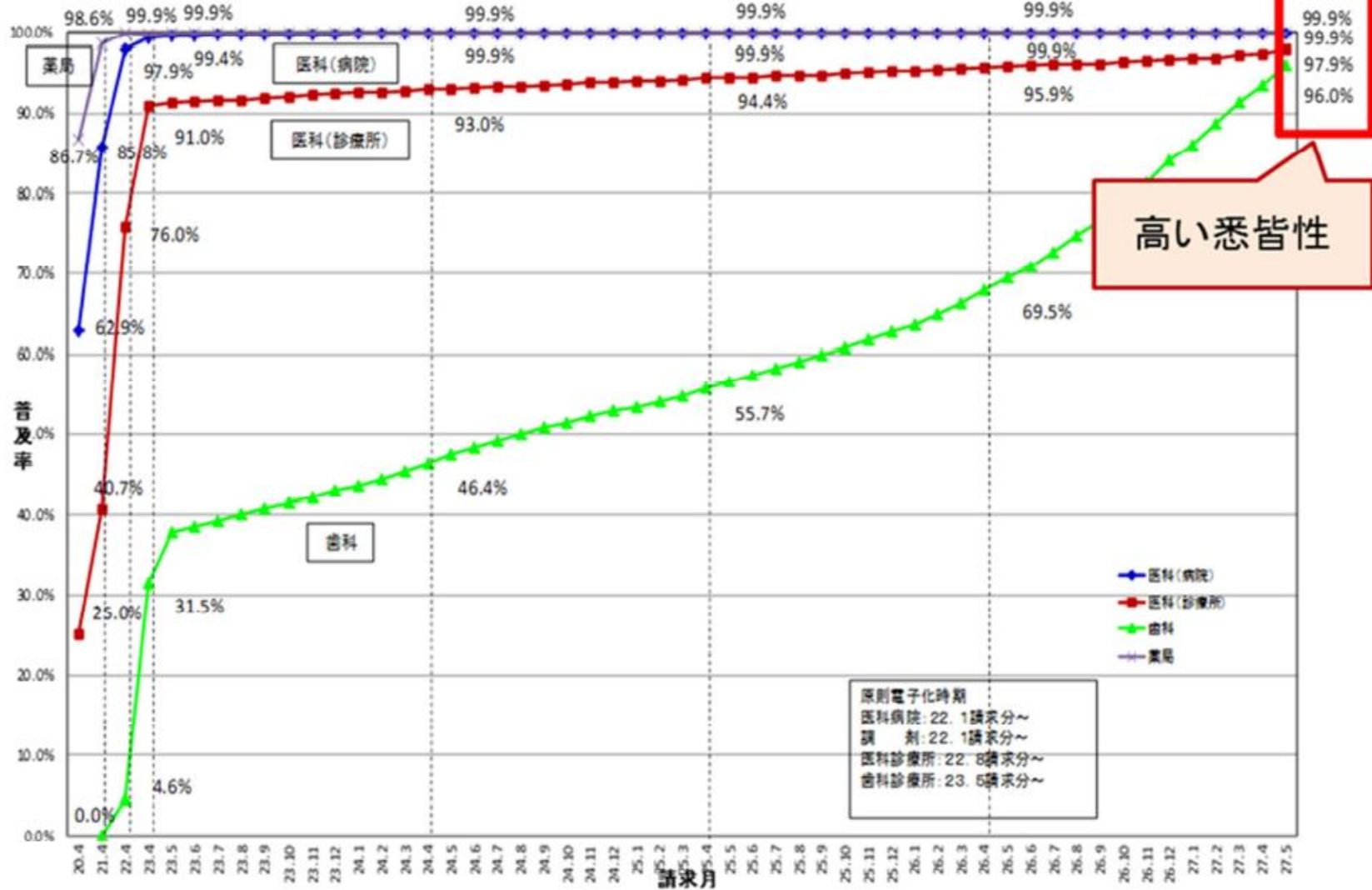
健康保険法等に基づく厚生労働大臣指針(告示)を今年度中に改正し、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。

## ○健康・医療戦略:(平成25年6月14日関係大臣申合せ)

保険者によるレセプト等データの分析・利用が全国展開されるよう国による支援や指導を行うことを検討する。具体的には、①加入者の健康づくりや予防活動の促進が保険者の本来業務であることを周知、②医療費分析システム利用を促進するとともに、医療費分析に基づく事業に関して国が定める指針の内容を充実させる等により、保険者の取組を促進する。被用者保険に関しては、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を今年度中に改訂し、平成26年度中には、全ての健康保険組合に対しレセプト等のデータの分析、それに基づく事業計画「データヘルス計画(仮称)」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求める。

# 医療機関のレセプト電子化の推移 (レセプト件数ベース)

2015年5月



【図表2】医療機関のレセプト電子化の推移 (社会保険診療報酬支払基金調べ)

# 「データヘルス計画」とは

## 「データヘルス計画」

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく  
効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

### Plan(計画)

- ・データ分析に基づく事業の立案
    - 健康課題、事業目的の明確化
    - 目標設定
    - 費用対効果を考慮した事業選択
- (例) - 加入者に対する全般的・個別的な情報提供
- 特定健診・特定保健指導
  - 重症化予防

### Act(改善)

- ・次サイクルに向けて修正

### Do(実施)

- ・事業の実施

### Check(評価)

- ・データ分析に基づく  
効果測定・評価

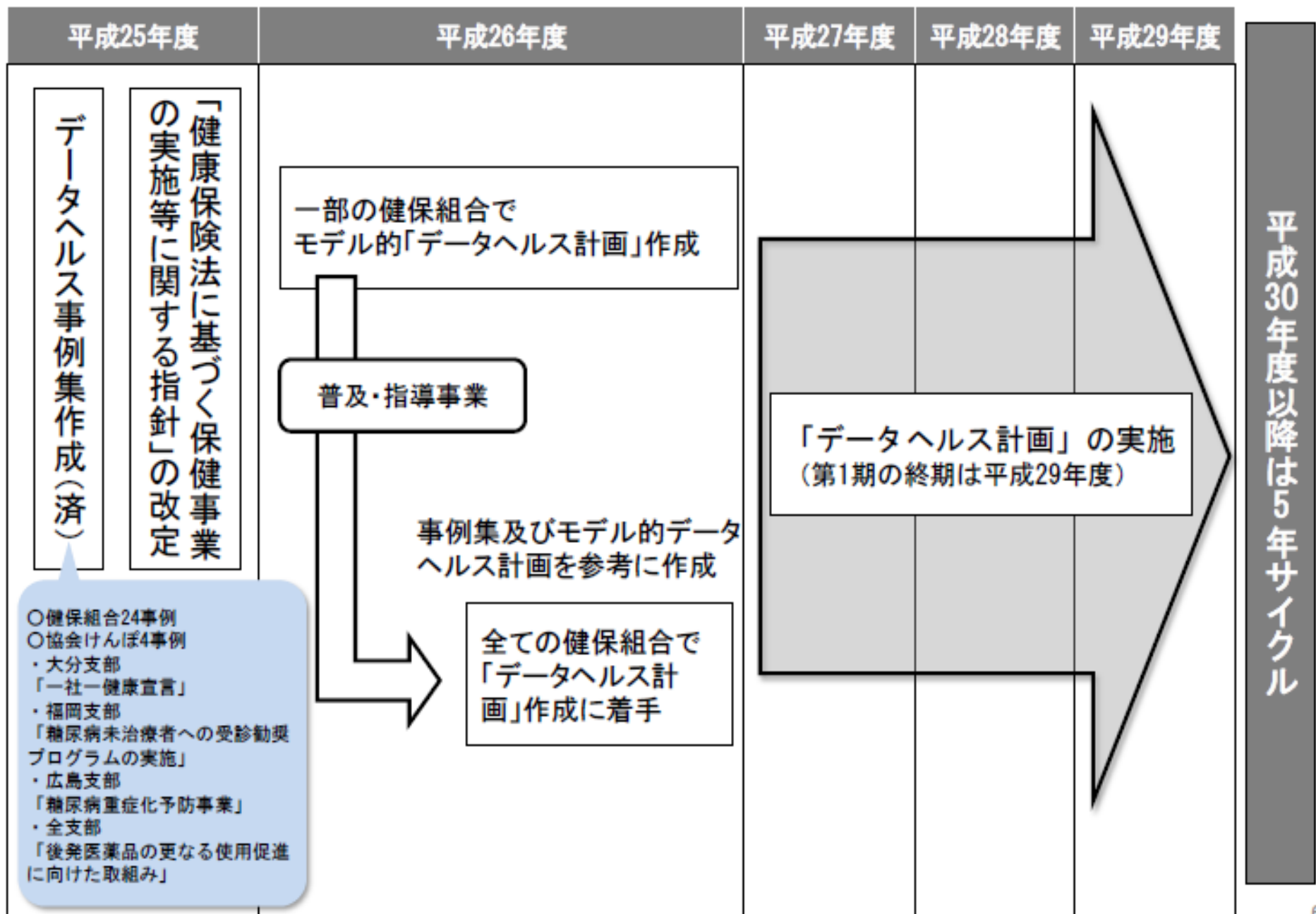


# 「データヘルス計画」の特徴

～被用者保険者の持つ強みや特性を踏まえた展開～

1. レセプト・特定健診データの活用による
  - ① 組合や事業所における全体的な健康状況・受診状況・医療費状況の把握
  - ② 保健事業の効果が高い対象者の抽出
2. 身の丈に応じた事業範囲
  - ① 加入者に対する全般的・個別的な情報提供（一次予防）
  - ② 特定健診・特定保健指導
  - ③ 重症化予防
3. コラボヘルス（事業主との協働）
4. 外部専門事業者の活用

# 1-5. 現在、国が検討しているデータヘルス計画の実施スケジュール



# 健康経営



# 健康経営とは？

- 「健康経営」とは、米国の経営心理学者のロバート・ローゼンが提唱した概念で、企業の持続的成長を図る観点から従業員の健康に配慮した経営手法のこと。
- 従業員の健康が企業および社会に不可欠な資本であることを認識し、従業員への健康情報の提供や健康投資を促すしくみを構築することで、生産性の低下を防ぎ、医療費を抑えて、企業の収益性向上を目指す取り組みを指す。



# パート3 日本健康会議

健康なまち・職場づくり宣言2020

# 日本健康会議 2016

12

- ◆ 経済界・医療関係団体・自治体のリーダーが手を携え、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、自治体や企業、保険者における先進的な予防・健康づくりの取組を全国に広げるため、民間主導の活動体である「日本健康会議」を2015年7月10日に発足。
- ◆ 自治体や企業、保険者における先進的な取組を横展開するため、2020年までの数値目標（KPI）を入れた「健康なまち・職場づくり宣言2020」を採択。
- ◆ この目標を着実に達成するため、
  - ①取組ごとにワーキンググループを設置し、厚労省・経産省も協力して各宣言の達成要件を決定。
  - ②達成状況の確認にあたって厚労省と日本健康会議において、保険者全数を対象として調査を実施し、平成28年度調査の結果を用いて、7月25日（月）に開催する日本健康会議2016において宣言の達成に向けた進捗状況を報告。
  - ③「日本健康会議 データポータルサイト」を開設し、例えば、県別や業界別などの形で取組状況を「見える化」し、競争を促す。

日時：2016年7月25日（月）10：30～15：00

会場：「よみうり大手町ホール」千代田区大手町1-7-1

1. 開会
2. 主催者挨拶 日本健康会議共同代表 日本商工会議所 会頭 三村 明夫
3. 取組の現状と2016年度の活動方針
  - (1) 「健康なまち・職場づくり宣言2020」達成状況の報告  
日本健康会議事務局長 渡辺 俊介
  - (2) 保険者データヘルス全数調査の概要  
全国後期高齢者医療広域連合協議会 会長 横尾 俊彦  
健康保険組合連合会 副会長 白川 修二  
全国健康保険協会 理事長 小林 剛  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
一億総活躍担当大臣 加藤 勝信
4. 来賓挨拶
5. 6月2日開催「健康づくりと生涯現役社会を考える首長懇談会」概要
6. 日本健康会議 一年間の成果と今後に向けて  
日本健康会議共同代表 公益社団法人日本医師会 会長 横倉 義武



日本健康会議2016の様子

(参考) 第2部 「宣言」達成に向けた好取組事例およびWG活動報告

- ・徳江雅彦（横浜市）、唐橋竜一（埼玉県）、川本素子（石川県能美市）、鈴木朗（コニカミノルタ株式会社）、矢内邦夫（健康企業宣言東京推進協議会）
- ・津下一代（重症化予防（国保・後期広域）WG、健康経営500社WG、中小1万社健康宣言WG）、辻一郎（民間事業者活用WG）、武藤正樹（保険者における後発医薬品推進WG）

# 日本健康会議における横展開の戦略について

- ①取組ごとにワーキンググループを設置し、厚労省・経産省も協力して具体的な推進方策を検討し、ボトルネックの解消や好事例の拡大を行う。
- ②「日本健康会議 ポータルサイト」を開設し、例えば、地域別や業界別などの形で取組状況を「見える化」し、競争を促す。

## <情報集約>

- 都道府県及び市町村取組を情報収集
- 保険者団体による情報収集

## <支援施策の実施>

- WGでの状況確認・検討
- テーマごとに支援策実施



事務局にてWEBに反映



可視化により、比較検討を可能にする



# 日本健康会議 2016年7月25日 東京・よみうり大手町ホール。



日本商工会議所会頭の三村明夫氏



塩崎厚生労働大臣



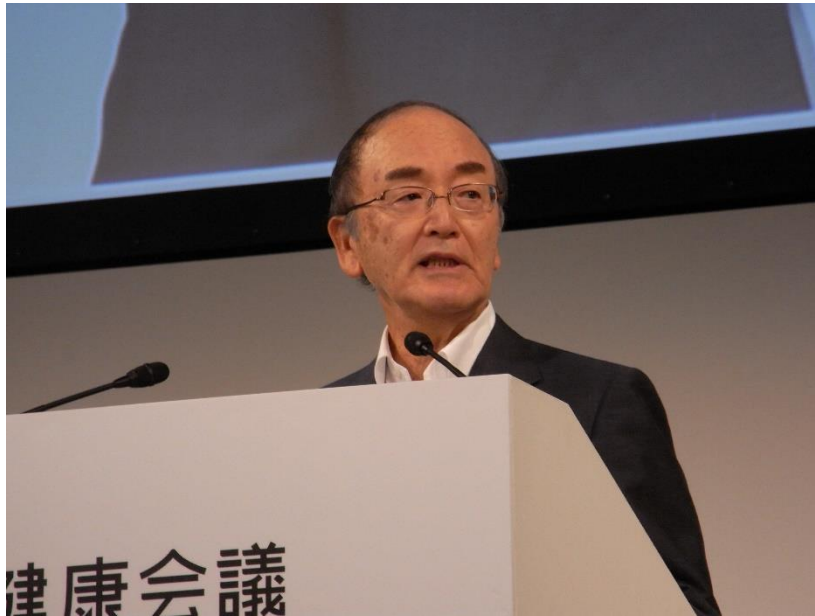
加藤一億総活躍大臣



横倉日本医師会長



# 日本健康会議趣旨



日本商工会議所会頭の三村明夫氏

- 人口減少、少子高齢化が進む日本において、今後は高齢者の労働参加率を上げていかなければならず、そのためには健康維持が欠かせない。
- 企業は、従業員の健康管理を経営的な視点で考えなければいけない。
- 健康経営は、医療の削減のみならず、生産性の向上や従業員の能力発揮につながるもので、コストと捉えずに経営戦略の一環として捉えてもらいたい。



# 健康なまち・職場づくり宣言2020



## 宣言 1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

## 宣言 2

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

## 宣言 3

予防・健康づくりに向けて47都道府県の保険者協議会すべてが、地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。

## 宣言 4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

## 宣言 5

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

## 宣言 6

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術 (ICT) 等の活用を図る。

## 宣言 7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

## 宣言 8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

# ○達成状況の確認にあたって

## ➤各ワーキンググループで要件を定義

- ①ヘルスケアポイント等情報提供 WG
- ②重症化予防(国保・後期広域)WG
- ③健康経営 500 社 WG
- ④中小 1 万社健康宣言 WG
- ⑤民間事業者活用WG
- ⑥保険者における後発医薬品推進 WG 武藤正樹

○保険者協議会中央連絡会

# 「健康なまち・職場づくり宣言2020」と達成要件

12

宣言 1	予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インセンティブの仕組みにより加入者等の予防・健康づくりを推進する事業を実施していること。</li> <li>○インセンティブが加入者の行動変容につながったかどうか効果検証を行っていること。</li> </ul>
宣言 2	かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○糖尿病性腎症等の重症化予防の取組を行っていること。</li> <li>○対象者を明確な抽出基準で抽出していること。</li> <li>○かかりつけ医と連携していること。</li> <li>○事業全体の効果検証を行っていること。</li> <li>○各都道府県の糖尿病対策推進会議と連携していること。</li> <li>○保健指導を実施している場合、専門職が携わっていること。</li> <li>※ 後期高齢者は、その特性から糖尿病性腎症以外の取組についても対象とする。</li> </ul>
宣言 3	予防・健康づくりに向けて、47都道府県の保険者協議会すべてが地域と職域が連携した予防に関する活動を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集合契約、検診と健診の同時実施に向けた調整等の連携を図っていること。</li> <li>○保険者等の間で問題意識の共有化を図るための取組を実施していること。</li> <li>○データヘルスの効果的な事例を都道府県内の保険者で広める取組を行っていること。</li> <li>○保険者間で特定健診情報データ移動を行う場合の一定のルールづくりを行っていること。</li> <li>○保険者種別の枠を超え、共同で行う予防・健康づくりの取組があること。</li> </ul>
宣言 4	健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経営理念：従業員の健康保持・増進の考え方が、企業理念・経営方針などに明文化され、情報開示がなされていること。</li> <li>○組織体制：従業員の健康保持・増進に関する全社的なマネジメントの責任者を役員以上としていること。</li> <li>○制度・施策実行：産業医又は保健師が、健康保持・増進の立案検討に関与していること。</li> <li>健康経営にかかる必要な対策を講じていること。</li> <li>○評価・改善：健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施していること。</li> <li>○法令順守・リスクマネジメント：従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと。</li> <li>※今年度の達成状況については、設定した達成要件をもとに平成27年度健康経営度調査の結果にあてはめ、参考値として算出。</li> </ul>
宣言 5	協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所属する保険者が健康宣言等の取組を有し、その取組において以下の(1)～(3)から少なくとも一つの項目と(4)の項目が含まれていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策</li> <li>(2) 健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメントの取組</li> <li>(3) 従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策</li> <li>(4) 健康宣言の社内外への発信</li> </ul> </li> <li>②その取組に企業等が参加し、健康宣言を行っていること。</li> </ul>
宣言 6	加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ICT等を活用して健診結果を提供していること。</li> <li>○健診結果の意味について分かりやすく説明していること。</li> <li>○受診が必要な場合受診勧奨を実施していること</li> </ul>
宣言 7	予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複数保険者から推薦を受けていること。</li> <li>○重大な法令違反がないこと</li> </ul>
宣言 8	品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自保険者の後発医薬品シェアを把握していること。</li> <li>○使用割合・状況の類型化を行っていること。</li> <li>○後発医薬品利用促進のために施策を実施していること。</li> <li>○後発医薬品への切り替え率指標を把握していること。</li> <li>○後発医薬品の利用促進のための事業を実施し、効果検証を行っていること。</li> </ul>

達成要件を  
KPIとした



# ○達成状況の確認にあたって

## ➤保険者全数を対象として調査を実施

- ・厚生労働省保険局と日本健康会議で共同実施。
- ・国としても初めて、全保険者を対象として  
同時期・同様設問にて横串での状況把握を行った。

※2016年度は熊本県内の保険者は回答対象としていない。

# 「保険者データヘルス全数調査」

- 調査対象：全保険者と全保険者協議会（熊本県内の保険者は除く）
- 回答期間：2016年6月10日から2016年7月1日まで（7月1日回答分まで有効回答）
- 回答率（調査回答数/対象数総数（熊本県内の保険者を含む、2016年7月1日時点数））

保険者種別	市町村国保	広域連合	健保組合	共済組合	国保組合	協会けんぽ	保険者合計	保険者協議会
回答数	1,586	46	1,299	84	139	48	3,202	47
対象数	1,716	47	1,399	85	164	48	3,459	47
回答率	92.4%	97.9%	92.9%	98.8%	84.8%	100%	92.6%	100%

### 宣言 1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

### <進め方>

- 市町村が、自ら又はITを用いた外部の専門事業者に事業委託する形で、個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを付与する事業を推進する。
- この中で、例えば静岡県のように、都道府県が市町村による取組を牽引する方法も取り入れる。

#### 静岡県の取組：ふじのくに健康マイレージ事業

県が商工会議所等に協力店を募った上で、県内の市町村が健康づくり（各種健診受診、自らの健康改善目標実践など）を行った住民に対して発行する優待カード（ふじのくに健康いきいきカード）を協力店において提示することで、各店が用意したサービスを1年間利用できる

※効果的なインセンティブの方策や工夫の例を示す。（厚労省の「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」の下の個人への予防インセンティブ検討WGで年内にとりまとめ予定の内容を活用。）

# 宣言1 好事例

## よこはまウォーキングポイント

- 横浜市の高齢化率は22.9%。2025年までに、高齢者は23万人増えて、就業者数は5万人減る。
- この状況をチャンスと捉え、新たな健康関連サービスを創出したい。具体策が「よこはまウォーキングポイント」制度だ。
- 参加者に無料で配った歩数計を市内1074か所に設けた専用リーダーにかざすと、歩数に応じてポイントが得られ、商品券などが当たる。リーダー設置店舗の集客や売り上げ増加にもつながる。

徳江雅彦氏...横浜市経済局特区推進担当理事





# 万歩計と歩数計リーダー

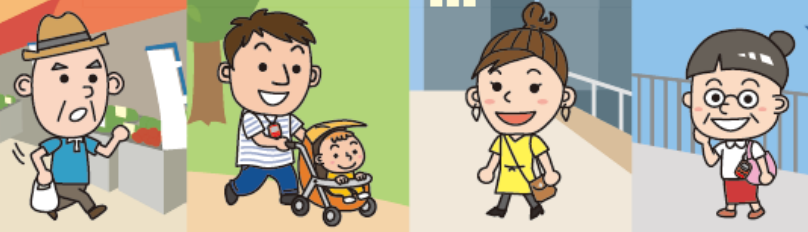


参加者16万人突破！WEB申込もスタート！

歩数計  
プレゼント！  
(送料負担あり)

# よこはま ウォーキングポイント

参加対象年齢を「18歳以上の方」に拡大！



参加者には無料で歩数計をプレゼント！(送料630円(税込)をご負担ください) 歩数計を持ってウォーキングしましょう。リーダー設置場所でリーダーに歩数計をのせると歩数が転送され、専用ホームページで歩数データを見ることができます。また、歩数に応じたポイントが付与され、ポイントに応じて抽選で景品が当たります。

平成28年  
6月上旬から  
WEB申込も開始！



1日8,000歩の継続で長寿遺伝子のスイッチを入れよう！

- 病気の予防めやす** ※中央大学(横浜市健康福祉センター)研究科(長寿科学)による
- 1日平均2,000歩 寝たきりの予防
  - 1日平均5,000歩 要介護、認知症、心疾患、脳卒中の予防
  - 1日平均8,000歩 動脈硬化、骨そしょう症、ロコモティブシンドローム[※]、高血圧症、糖尿病の予防

※ロコモティブシンドローム(運動機能障害)とは、発熱、関節痛などの運動器の障害のために歩行速度の低下をきたした状態をいいます。

- 参加の皆さまの声**
- 一緒に始めた夫が歩くことに自覚め、体調が良くなってきたことが何より嬉しいです。
- クチコミで広まり、歩数計を持っている人が多いので、一人で歩いていても連帯感があり励みになっています。



- プラス1,000歩のコツ**
- ①お買物は車で行ってまとも買い ▶ 毎日歩いてお買物に行くことで **プラス1,000歩!**
  - ②お仕事帰りはまっすぐ帰宅 ▶ いつもと少し違う道で帰って **プラス1,000歩!**

よこはまウォーキングポイント事業(YWP)事務局 よこはまウォーキングポイント 検索

お問合せ先 電話 0570-080-130 / 045-681-4655 (※要予約) 受付時間/午前9時～午後5時  
※土・日・休日、年末年始は休務  
横浜市健康福祉局 保健事業課  
ファクス 0120-580-376 (24時間) メール navl-ywp@ml.city.yokohama.jp



## 申込方法 詳しい申込方法につきましては、申込書をご覧ください。

- ① 窓口申込
- ② WEB申込
- ③ 郵送申込

市内郵便局(簡易郵便局、神奈川郵便局を除く)や市内一部スポーツセンターで窓口申込を行っています。本人確認書類[※]の原本をお持ちください。

右記QRコードを読み取るか、「よこはまウォーキングポイント」で検索し、よこはまウォーキングポイントホームページからお申し込みもできます。



所定の申込用紙に必要事項を記入し、本人確認書類[※]のコピーを添付して、申込書に記載の事務局宛に郵送でお申し込みください。

※1 運転免許証、各種健康保険証、介護保険証、旅券(パスポート)等、氏名、住所、生年月日が確認できるもの。

- 主な申込書配布場所** 区役所(広報相談係、福祉保健課)、市役所(市民情報センター)、地区センター、地域ケアプラザ、スポーツセンター、行政サービスコーナー、市内郵便局(窓口申込のできる郵便局)
- 参加対象者** 18歳以上の横浜市民の方でウォーキングによる健康づくりに参加したい方
- 参加者負担** 歩数計送料(630円税込)をご負担いただけます。(歩数計到着時に配達業者にお支払いください。) また、電池交換の際は、ご自身で電池(CR2032)の購入をお願いします。

## ～定期的にリーダーにのせて歩数データを送信しましょう～

### ① 歩数データを確認できます

専用ホームページで自分の歩数推移やランキングを見ることができます。(歩数計本体では、当日と前日の歩数などが確認できます。また、従来型の携帯電話ではご利用いただけません。)



さらに! 毎月、定期レポートが配信されます。時間帯・曜日別の平均歩数や前日との比較などがグラフで表示されます。

### ② 歩数ごとにポイントを獲得できます *歩数過ぎにはご注意ください。

1日の歩数に応じて、ポイントが付与されます。(2,000歩ごとに1ポイント、1日最高5ポイントまで)

**歩数ごとのポイントについて**

1日の歩数	付与ポイント
1~1,999歩	0ポイント
2,000~3,999歩	1ポイント
4,000~5,999歩	2ポイント
6,000~7,999歩	3ポイント
8,000~9,999歩	4ポイント
10,000歩~	5ポイント

**景品の抽選について**

3か月ごとに、200ポイント以上達成した方を対象に抽選を行います。当選した方には3,000円相当の商品券等をプレゼント!



**さらにWチャンス!!**

年間累計ポイントによる抽選も行います。楽しい景品をご用意しますので、お楽しみに!

ご自身の獲得ポイントは専用ホームページから確認できます。

### ③ 社会貢献活動への寄付につながります

～みんなの一步を世界のために～  
参加者全員で目標歩数を達成すると、国連WFPに寄付し、途上国の子どもたちの給食支援に!



よこはまウォーキングポイントは、横浜市と凸版印刷、オムロンヘルスケアの共同事業です。

## 宣言1

予防・健康づくりについて、一般住民を対象としたインセンティブを推進する自治体を800市町村以上とする。

2016年度の  
達成状況

# 115市町村

### 【達成要件】

- インセンティブの仕組みにより加入者等の予防・健康づくりを推進する事業を実施していること。
- インセンティブが加入者の行動変容につながったかどうか効果検証を行っていること。



### 宣言 2

かかりつけ医と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

#### <進め方>

- 生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を全国的に広げていくためには、行政と地域の医療関係者との連携・協力を一層推進すること等により、市町村等が生活習慣病の重症化予防に係る取組を実施しやすい環境を整備していくことが重要。

※例：埼玉県では、県がリーダーシップを発揮して地域における医療関係者との連携・協力を進めた結果、県内29市町村において、糖尿病性腎症重症化予防対策事業を実施している。

- 「宣言2」の達成に向けて、重症化予防に向けた取組にリーダーシップを発揮する人材等の発掘や、各地域に、他の市町村等にとってモデルとなるような市町村等を全国的に育み、好事例の横展開を図る。

※参考： 

糖尿病性腎症による新規患者数 1.6万人程度/年 ※1	×	1人あたり医療費 500～600万円/年	=	年間医療費の伸び 900億円程度
--------------------------------	---	-------------------------	---	---------------------

※1：日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」



# 宣言2好事例

## 石川県能美市糖尿病予防



川本素子氏...石川県能美市健康推進課長

- HbA1cが6.5以上の人を糖尿病用管理台帳に登録し、同患者を優先して保健指導をしている。2008年、**HbA1cのワースト30人を訪問し、実地調査**を行った。
- その結果、数値が予想以上に悪く、「**放置してはいけない**」と医師会と連携した活動をするようになった。
- 重症化予防事業として、治療中の人にも市の保健師が訪問し、栄養指導をできる仕組みを整えた。
- この結果、**8年間の活動でHbA1cの数値に問題のある人の割合が減った**。
- 市の保健活動に医師会も理解してくれていて、個別症例ごとに相談をしあえる仲になったという。

# 石川県能美市の糖尿病予防事例

## HbA1cワースト30への訪問 ～H20年度結果から治療中者にも訪問～

血糖・高血圧・  
LDL・HDL・  
中性脂肪・eGFRの  
ワースト30にも訪問



能美市健康福祉部健康推進課の  
川本素子担当課長

性別	年齢	HbA1c	空腹時血糖	最高血圧	最低血圧	中性脂肪	LDL	尿酸	腎臓値 eGFR	メタボリックシンドローム	尿蛋白	尿糖	尿潜血	治療中	脂質化 結果	支援 状況	受診 状況	治療状況
1	女	58	13.1	282	149	72	107	25.2	3.5	87.8	なし	-	+	-	情報提供	受診勧奨	未受診	未受診 漢方薬
2	女	72	11.4	361	120	80	358	11.4	3.8	67.6	なし	+	+	±	情報提供	受診勧奨	治療開始	糖尿病、高脂血症、高血圧
3	女	71	11.2	297	158	87	89	14.1	3.1	67.8	なし	-	+	+	情報提供	治療中		
4	女	63	11.2	280	127	68	233	13.0	4.1	96.8	あり	+	+	±	糖尿病 高血圧症	情報提供	治療中	
5	男	72	10.4		150	68	53	10.3	4.2	89.5	あり	+	+	-	糖尿病	情報提供	治療中	
6	女	72	10.3	281	129	80	131	19.0	4.4	101.5	なし	-	+	-	サポート支援	不参加		
7	男	73	10.3	159	144	80	205	87	4.6	61.9	あり	-	+	-	サポート支援	不参加		
8	女	38	10.2	188	112	59	152.5	6.3	3.8	69.4	なし	-	-	-	情報提供	情報提供		
9	女	69	10.2		140	72	504	68	7.1	74.9	あり	±	-	±	糖尿病 高脂血症	情報提供	治療中	1
10	男	63	9.7	237	158	94	144	14.4	2.8	65.7	あり	-	-	-	情報提供	積極的支援		



能美市医師会の松田健志会長

HbA1cワースト30人のリストは、関係者が危機感を共有し、医療と連携するきっかけとなった

## 宣言2

かかりつけ医等と連携して生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村、広域連合を24団体以上とする。その際、糖尿病対策推進会議等の活用を図る。

2016年度の  
達成状況

118市町村  
4広域連合

### 【達成要件】

- 糖尿病性腎症等の重症化予防の取組を行っていること。
- 対象者を明確な抽出基準で抽出していること。
- かかりつけ医と連携していること。
- 事業全体の効果検証を行っていること。
- 各都道府県の糖尿病対策推進会議と連携していること。
- 保健指導を実施している場合、専門職が携わっていること。

※ 後期高齢者は、その特性から糖尿病性腎症以外の取組についても対象とする。

宣言 4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

<進め方>

- 次世代ヘルスケア産業協議会の「健康投資WG」の2枚看板方式により、推進方策のアイデアを詰める。
- 現時点で想定しているのは、昨年度の3月に示した健康経営銘柄の継続的实施や、先進的な取組を行う企業の経年的なフォローアップを通じて、更なる健康経営の促進を図る。
- また、健康経営に取り組む企業による情報発信を促進することにより、普及を図る。

健康経営銘柄：長期的な視点からの企業価値の向上を重視する  
投資家にとって魅力ある企業を紹介するもの

※平成26年度に健康経営銘柄として選定された22企業一覧：

アサヒグループホールディングス、東レ、花王、ロート製薬、東燃ゼネラル石油、ブリヂストン、TOTO、神戸製鋼所、コニカミノルタ、川崎重工業、テルモ、アシックス、広島ガス、東京急行電鉄、日本航空、SCSK、丸紅、ローソン、三菱UFJフィナンシャル・グループ、大和証券グループ本社、第一生命保険、リンクアンドモチベーション



#### 宣言4

健保組合等保険者と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上とする。

2016年度の  
達成状況

138社 (参考値)

#### 【達成要件】

- 経営理念：  
従業員の健康保持・増進の考え方が、企業理念・経営方針などに明文化され、情報開示がなされていること。
- 組織体制：  
従業員の健康保持・増進に関する全社的なマネジメントの責任者を役員以上としていること。
- 制度・施策実行：  
産業医又は保健師が、健康保持・増進の立案検討に関与していること。  
健康経営にかかる必要な対策を講じていること。
- 評価・改善：  
健康保持・増進を目的とした導入施策への効果検証を実施していること。
- 法令順守・リスクマネジメント：  
従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと。

※今年度の達成状況については、設定した達成要件をもとに平成27年度健康経営度調査の結果にあてはめ、参考値として算出。

# 宣言4好事例

## 健康経営 コニカミノルタ

- 2年連続健康銘柄



鈴田朗氏...コニカミノルタ  
人事部健康管理グループリーダー



「健康銘柄」とは  
経済産業省は、東京証券取引所と共同で、  
従業員の健康管理を経営的な視点で考え、  
戦略的に取り組んでいる企業を「健康経営銘柄」  
として選定・公表。

## ①【理念】 コニカミノルタの健康理念

「従業員の健康がすべての基盤」との認識の下、  
健康第一の風土醸成のために

「グループ健康宣言」を制定（2011年4月）

「会社の基本姿勢」として

1. 健康を尊ぶ労働環境の提供
2. 予防重視の積極的衛生管理施策

「従業員に求める意識行動」として

1. 自律的な健康維持・増進活動
2. 健康第一の企業風土醸成への参画

## ②【体制】 健康施策を推進する組織

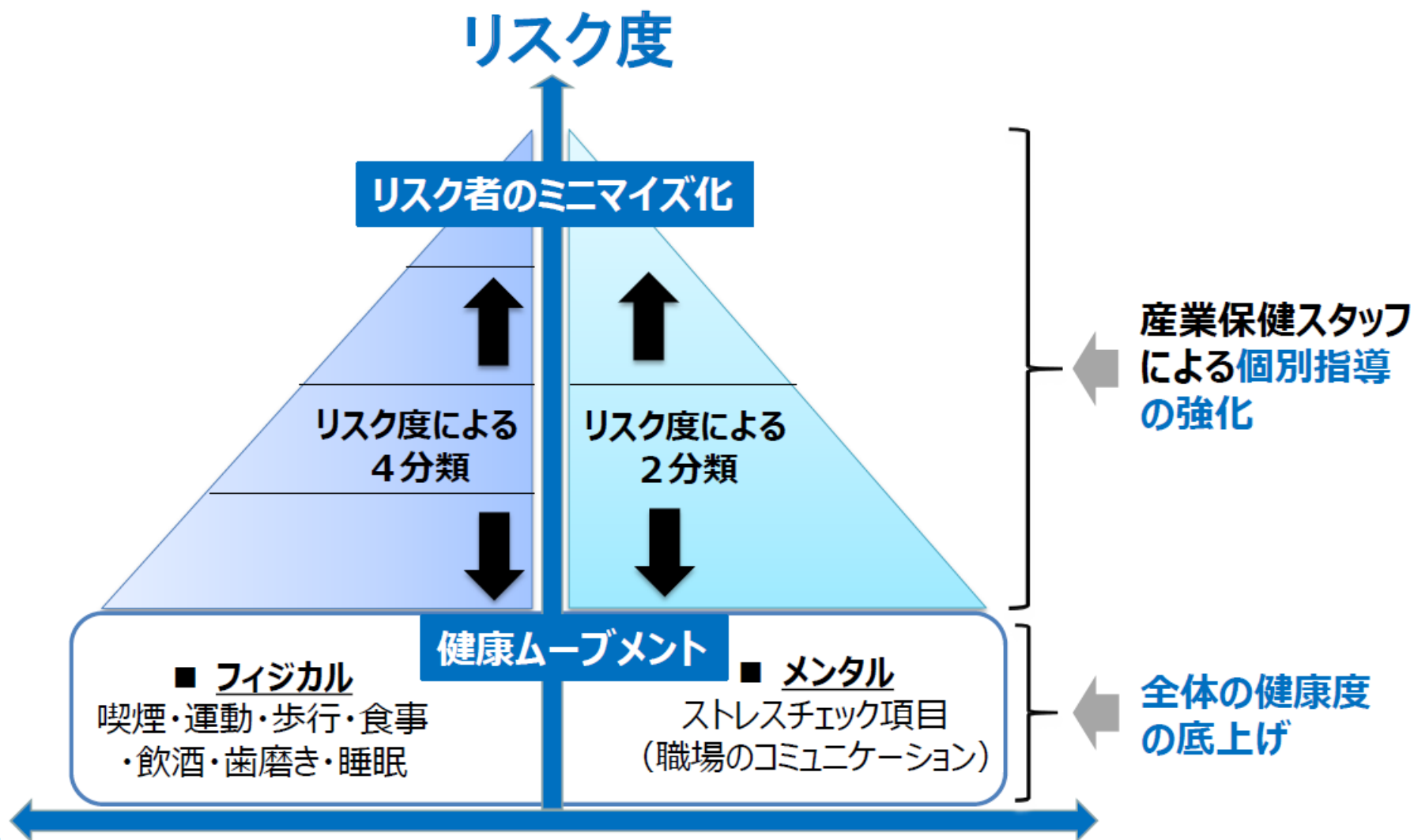
健康施策の実効性を高めるには、会社と健保の協働が不可欠

- 1.ワンマネジメント化（2012年度～）会社の健康組織Lが健保常務理事を兼務
- 2.一体運営化（2013年度～）健診運営・データ分析と課題抽出・施策立案の2機能で





### ③【施策】「健康KM2016」の概念図

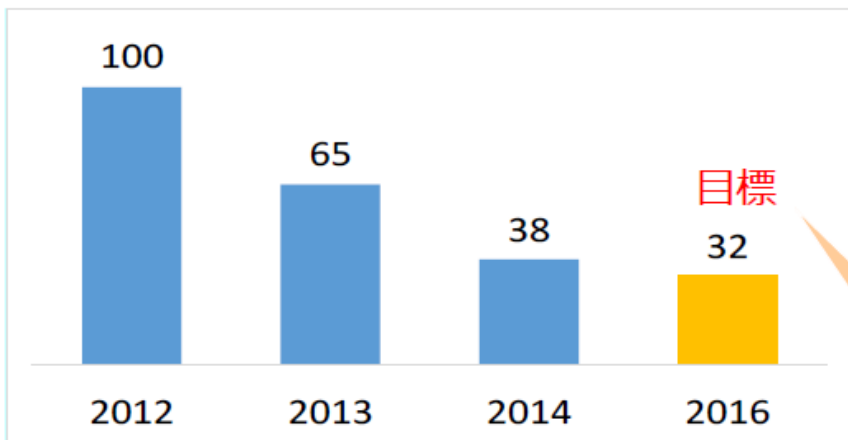




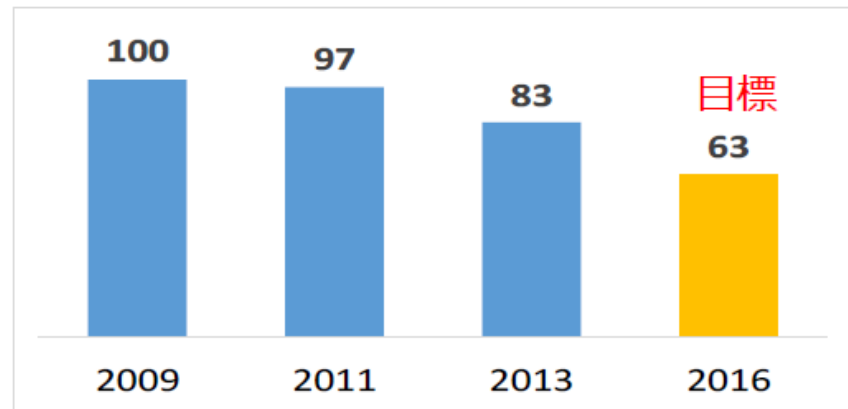
# 定量的成果（3項目を抜粋）

## フィジカル面

### ハイリスク者（就業制限対象者）数

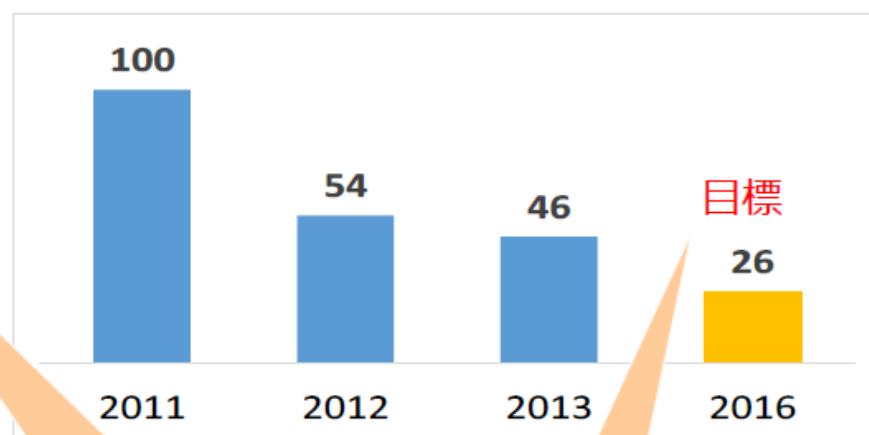


### 特定保健指導対象者数



## メンタル面

### メンタル不調での再休務者数



達成可能な見込み！

達成には一層の  
努力が必要！

※BMとなる年度を100とした指数での推移

### 宣言 5

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

#### <進め方>

- 次世代ヘルスケア産業協議会の「健康投資WG」の2枚看板方式により、推進方策のアイデアを詰める。
- 現時点で検討している、日商と協会けんぽの共同事業により、「健康経営優良企業」の選定を行う仕組みを設け、そこに一定のメリット（例えば、融資商品等で優遇金利を適応すること等）を付与できないか検討する予定。
- また、商工会議所等と連携して「健康経営アドバイザー制度」を創設し、中小企業における健康経営の取組を支援する。
- 一部の協会けんぽ支部で行っている企業・事業者向けの「ヘルスケア通信簿[®]」の取組を広げ、中小企業等における健康状況や課題の可視化を行うことにより中小企業の取組を促す。

※健康経営アドバイザー制度：中小企業にアドバイザーを派遣し、経営者の理解を高めるとともに、制度面での整備を進める取組。

※協会けんぽ：約160万の中小企業等で働く従業員やその家族（約3,500万人）が加入している健康保険。都道府県ごとに支部があり、支部単位で運営している。

※ヘルスケア通信簿[®]：健診・保健指導等の基礎データにより事業所毎の健康課題を「見える化」するツール。全国健康保険協会の商標登録。

## 宣言5

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

2016年度の  
達成状況

2,970社

### 【達成要件】

- ①所属する保険者が健康宣言等の取組を有し、その取組において以下の(1)～(3)から少なくとも一つの項目と(4)の項目が含まれていること。
  - (1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策
  - (2) 健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメントの取組
  - (3) 従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策
  - (4) 健康宣言の社内外への発信
- ②その取組に企業等が参加し、健康宣言を行っていること。



## 宣言5

協会けんぽ等保険者のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を1万社以上とする。

### 協会けんぽ各支部の取組と企業数

北海道	健康事業所宣言	60
青森県	「健康宣言」登録事業	3
岩手県	「いわて健康経営宣言」事業	175
福島県	「健康事業所宣言」事業	250
茨城県	健康づくり推進事業所認定制度	210
栃木県	職場体操の普及啓発事業	182
群馬県	生き生き健康事業所宣言	63
千葉県	健康な職場づくり宣言	64
東京都	健康企業宣言	38
新潟県	けんこう職場おすすめプラン	137
富山県	健康企業宣言	45
福井県	健康づくり宣言の推進	46
山梨県	目指そう！健康事業所	5
長野県	健康づくりチャレンジ宣言	68
静岡県	「ふじのくに健康事業所」応援キャンペーン	120
愛知県	健康宣言	57
三重県	健康事業所宣言	12
和歌山県	健康づくりチャレンジ運動	57
鳥取県	健康経営推進事業	732
島根県	ヘルス・マネジメント認定制度	24
岡山県	晴れの国から「健活企業」応援プロジェクト	0
広島県	ひろしま企業健康宣言	0
香川県	事業所まるごと健康づくり	30
愛媛県	健康づくり推進宣言 ～Yell for your healthy life!～	9
福岡県	事業所(事業主)とのコラボヘルス	4
長崎県	「健康経営」宣言事業	32
大分県	一社一健康宣言事業	519
宮崎県	健康宣言優良事業所認定制度	0
沖縄県	データヘルス・モデル事業	11

### 協会けんぽ以外の取組と企業数

おいらせ町	健康長寿のまちづくり協定	15
大府市	企業チャレンジ	2
全国土木建築 国民健康保険組合	ヘルスアップチャレンジ	0



協会けんぽは中小企業の健康宣言のサポートを行っている

矢内邦夫氏  
全国健康保険協会(協会けんぽ)  
東京支部長

### 宣言 6

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する保険者を原則100%とする。その際、情報通信技術(ICT)等の活用を図る。

#### <進め方>

- 保険者から委託を受けて、加入者本人に健診結果等の情報提供を行っている専門事業者の導入例を分かりやすくパンフレット等にまとめる。
- 保険者の保有するレセプトや特定健診データをシステム管理委託を受けるベンダーから他の専門事業者による活用が円滑に進むような方策を検討する。

問題点：システム管理委託を受けるベンダーが、保険者の保有するデータを他の専門事業者へ提供することに障壁（価格・システム連携等）があり、専門事業者の活用が円滑に進まないとの指摘があり、こうした課題の解決方法も検討。

- 一方、昨今の年金情報の漏洩問題を踏まえ、情報安全の徹底を図る。

## 宣言6

加入者自身の健康・医療情報を本人に分かりやすく提供する  
保険者を原則100%とする。  
その際、情報通信技術（ICT）等の活用を図る。

### 2016年度の達成状況

1,188市町村国保（69.2%）

14広域連合（29.8%）

489健保組合（35.0%）

16共済組合（18.8%）

20国保組合（12.2%）

47協会けんぽ支部（97.9%）

#### 【達成要件】

- ICT等を活用して健診結果を提供していること。
- 健診結果の意味について分かりやすく説明していること。
- 受診が必要な場合受診勧奨を実施していること

宣言 7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

〈進め方〉

- 人材を抱え、ヘルスケア事業を満足に行える保険者は限られる。外部の専門事業者への委託を中心に考える必要がある。このため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、優良・良心的な専門事業者がどこであるかが保険者に分かるようにすることがポイント。
- まずは、委託をした実績のある保険者から委託先の専門事業者に関する情報の収集を行う。
- 今年12月に予定されている厚生労働省のヘルスケア事業者見本市事業において、保険者と専門事業者のマッチングを試行的に行う。



## 宣言7

予防・健康づくりの企画・実施を提供する事業者の質・量の向上のため、認証・評価の仕組みの構築も視野に、保険者からの推薦等一定の基準を満たすヘルスケア事業者を100社以上とする。

2016年度の  
達成状況

# 88社

### 【達成要件】

- 複数保険者から推薦を受けていること。
- 重大な法令違反がないこと

宣言 8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う。

<進め方>

- 保険者においては、ジェネリックの差額通知を効果的に行うことがポイント。

後発医薬品差額通知：後発医薬品に切り替えた場合に薬代がどれくらい  
(ジェネリック) 削減できるのかを示した、保険者から個人への通知

- 単に受注単価が安い専門事業者に委託するのではなく、効果測定や効果予測がきちんとできる専門事業者への委託を誘導する。
- 各保険者が毎年度どのくらいの使用量割合であるかを一覧できるようにし、競争を促すため、新たにポータルサイトによる常時可視化を行う。

※後発医薬品の使用割合を80%にすることで、医療費1兆円程度の適正化が図れると厚労省で試算している。

# ワーキンググループ座長報告～「宣言」達成への取り組み～ 後発医薬品推進WGについて

## WGの構成員

稲垣 仁 国民健康保険中央会 保健事業部長  
小澤 時男 全国健康保険協会 企画部長  
片岡 昭彦 健康保険組合連合会 参与  
鈴木 邦彦 日本医師会 常任理事  
中島 利夫 埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局次長兼  
保険料課長  
永田 泰造 日本薬剤師会 常務理事  
橋田 淳一 橿原町 保健福祉支援センター長  
平塚 知彦 柏市 市民生活部長  
宮田 俊男 京都大学産官学連携本部 客員教授  
武藤 正樹 国際医療福祉大学大学院 教授

オブザーバー

細川 修平 日本ジェネリック医薬品学会 事務局長  
(五十音順、敬称略)

## WGの開催実績

- 第1回 平成28年1月
- ・本WGの開催趣旨や現状の後発医薬品の普及啓発に関する保険者の取組などを踏まえ議論
- 第2回 平成28年3月
- ・後発医薬品の使用割合が高い保険者と低い保険者からヒアリング
- 第3回 平成28年4月
- ・アンケートの結果やヒアリング内容等も踏まえ、要件定義について議論

## 【アンケート調査について】

「使用割合を高める取組」の要件を検討するため、保険者種別、規模、後発医薬品の使用割合等を勘案し、全体でおおむね100保険者を対象に調査を実施。  
後発医薬品の使用促進に係る事業内容、後発医薬品の使用促進に係る取組の効果の検証などについて調査を行った。

## 【ヒアリングについて】

「使用割合を高める取組」の要件を検討するため、後発医薬品の使用割合が高い保険者、低い保険者からそれぞれ2保険者ずつヒアリングを行い、後発医薬品の使用促進に関する具体的な取組や課題などについて聴取した。

# 宣言8ワーキンググループ ジェネリック医薬品





## 宣言8

品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取組を行う。

### 2016年度の達成状況

84市町村国保(4.9%)

10広域連合(21.3%)

122健保組合(8.7%)

13共済組合(15.3%)

3国保組合(1.8%)

30協会けんぽ支部(62.5%)

#### 【達成要件】

- 自保険者の後発医薬品シェアを把握していること。
- 使用割合・状況の類型化を行っていること。
- 後発医薬品利用促進のために施策を実施していること。
- 後発医薬品の利用促進のための事業を実施し、効果検証を行っていること。
- 後発医薬品への切り替え率指標を把握していること。

## 日本健康会議 今後の活動について

2020年まで毎年、宣言ごとの保険者全数調査を行い、  
結果を公表していく！

詳細はポータルサイトをご覧ください。

<http://kenkokaigi.jp/>

# まとめと提言

- ・健康寿命の延伸と健康経営が、健康政策の目標
- ・データヘルス計画がそのツール
- ・日本健康会議は民間主導の健康寿命延伸と国民皆保険維持のための国民運動
- ・その課題は糖尿病重症化予防
- ・2020年まで続く日本健康会議の成果に注目しよう

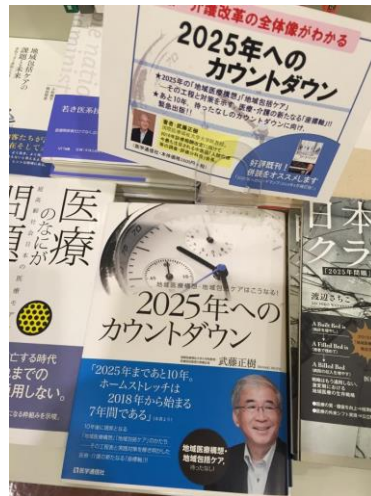
# 2025年へのカウントダウン

～地域医療構想・地域包括ケアはこうなる！～

- 武藤正樹著
- 医学通信社
- A5判 270頁、2800円
- 地域医療構想、地域包括ケア診療報酬改定、2025年へ向けての医療・介護トピックスetc
- **2015年9月発刊**



アマゾン売れ筋  
ランキング瞬間風速第一位！





# ご清聴ありがとうございました



フェイスブックで「お友達募集」をしています

国際医療福祉大学クリニック <http://www.iuhw.ac.jp/clinic/>  
で月・木外来をしております。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイト  
に公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで  
[mutoma@iuhw.ac.jp](mailto:mutoma@iuhw.ac.jp)